

他  
邦  
南

清國ニ於ケル政策ニ關スル英獨兩國間ノ取極

千九百年十月十六日倫敦ニ於テ公文交換

(一)「ソールスベリー」侯ヨリ「ハッツフェルト」伯宛書翰

以書翰致啓上陳者清國ニ於ケル英獨兩國ノ政策ノ基準タルヘキ原則  
ニ關シ閣下及本官ノ協同シタル左記取極ヲ本國政府ニ於テ承認スル  
コトヲ貴官ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候 敬具

千九百年十月十六日外務省ニ於テ

ソールスベリー

伯爵ハッツフェルト閣下

(右書翰添附物)

千九百年十月十六日署名ノ取極

他  
邦  
南

は(イ)

7.6

0 880

外務省

ポーンズフォート卿閣下

華盛頓國務省ニ於テ

ジョン、ヘイ

は(イ)

7.6

0 881

外務省

英國政府及獨逸國政府ハ清國ニ於ケル兩國ノ利益及現行條約上ノ權利ヲ保持セムコトヲ希望シ同國ニ於ケル兩國ノ政策ニ關シ左ノ原則ヲ遵守スヘキコトヲ約ス

一 清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ノ貿易及正當ノ經濟活動ノ爲ニ自由ニ解放シ置クハ列國ニ共通スル永久ノ利益ナリ從テ兩國政府ハ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル限り清國領土ニ對シ此主義ヲ支持スヘキコトヲ約ス

二 英帝國政府及獨逸國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ目國ノ爲清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク且清國ノ領土状態ヲ保全スルノ方針ヲ執ルヘシ

三 他國カ清國ノ紛擾ヲ利用シテ何等カノ形式ノ下ニ領土的利益ヲ得

は(1)

7.6

0 882

外務省

ムトスル場合ニハ兩締約國ハ清國ニ於ケル各自國ノ利益ヲ保證スル爲執ルヘキ手段ニ付豫メ協商ヲ遂クヘキコトヲ保留ス

四 兩國政府ハ他ノ關係諸國殊ニ奧洪國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、露西亞國及亞米利加合衆國ニ本取極ヲ通知シ且之ニ記載セル原則ヲ承認セムコトヲ勸誘スヘシ

(二) 「ハツツフェルト」伯ヨリ「ソールスベリー」侯宛書翰

以書翰致啓上候陳者閣下及本官ノ協商シタル左記諸項目ヲ本國政府ニ於テ同意シタル旨ヲ貴官ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

(前掲「ソールスベリー」侯ヨリ「ハツツフェルト」伯宛書翰添附物ト同一内容ノ取極全文挿入) (省略)

本官ハ貴官ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

は(1)

7.6

0 883

外務省

千九百年十月十六日

倫敦大使館ニ於テ

ハッツフェルト

ソールスベリー侯爵閣下

は(1)

外務省

0 884

千九百年十月十六日ノ英獨取極記載ノ主義ニ關スル  
奧洪國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、露西亞國及  
亞米利加合衆國各政府ノ回答書

奧 洪 國

「サー、エフ、ブランケット」ヨリ「ソールスベリー」  
侯宛書翰

陳者本月二十日附御訓電ニ接スルヤ本官ハ直ニ本月十六日倫敦ニ於  
テ貴大臣及獨逸國全權大使間ニ署名セラレタル清國ニ關スル取極ヲ  
奧洪國政府ニ通告スルコトニ付商議スル爲獨逸國全權大使ヲ致訪問  
候

「オイレンブルヒ」公ハ貴大臣カ本取極ノ通告ニ付公ト協議セムコ

外務省

0 885

トヲ本官ニ希望セラレタルニ對シ大ニ満足ノ意ヲ表セラレ候而シテ  
本月二十一日並二十三日ノ本官電報ニテ御領承ノ通「ゴルーホフス  
キー」伯ハ目下維也納ニ在ラス且「オイレンブルヒ」公ハ風邪ノ爲  
引籠中ナルカ故ニ大使館書記官ヲ通シテ「セツチェン」伯ニ該取極  
ヲ通告スルコトニ致決定候故ニ「ミルバンク」氏及「ロムベルヒ」  
男ハ翌朝外務省ニ至リ夫々該取極ヲ致通告候  
「セツチェン」伯ハ一昨日本大使館及獨逸國大使館ニ來リ同伯カ皇  
帝及「ゴルーホフスキー」伯ニ該通告ヲ傳達シタル所壞洪國政府ハ  
英國カ獨逸ト該協商ヲ遂ケタルコトヲ喜ヒ且貴大臣及倫敦駐劄獨逸  
國大使ノ署名シタル取極ニ記載セル原則ヲ悅ヒテ承認スル旨ヲ陳述  
スルノ許可ヲ付タルコトヲ申述ヘ候 敬具

は(イ)

外務省

0 888

千九百年十月二十五日  
維也納ニ於テ  
エフ、アール、プランケット  
ソールスベリー侯爵閣下

は(イ)

外務省

0 887



佛蘭西國

千九百年十月三十一日「カムボン」比ヨリ通知ノ覺書

共和國政府ハ在巴里獨逸國及英國全權大使ニ依リ通告セラレタル十月十六日附英獨兩國間ノ取極ヲ致了承候

共和國政府ハ全世界ノ經濟活動ノ爲兩國カ解放セラルルニ至フムコトヲ希フコト既ニ久シク候是ヲ以テ本政府ハ同一ノ志望ヨリ出テタル合衆國政府ノ昨午十二月ノ提議ニ對シ贊同ヲ表シ候爾來本件ニ關スル本政府ノ意見ハ變更無之候

兩國ノ保全ニ關シテハ共和國政府ニ於テハ豫テ列國共同ノ努力ニ依リ満足ナル解決ヲ見ムトシツツアル事件ニ於ケル其ノ政策ノ基礎ト爲スコトヲ原則ト爲シ來リ且其ノ旨ヲ屢々明言シタル所ニモ有之候

は(イ)

7.6

0 668

外務省

ヒテ該原則ヲ確認セムトスルモノニ候

共和國政府ノ見ル所ニ依レハ該原則カ一般ニ認諾セラルルハ其ノ尊重セラルルヘキ確實ナル保證ニ有之若シ一切ノ希望ニ反シ該原則ノ侵害セラルルコトアラハ佛蘭西國ハ事情ニ應シテ其ノ條約ニ基キテ有スル利益及權利ヲ防衛スル爲適宜ノ措置ヲ執ルヘク候

(千九百年十月三十一日附)

は(イ)

7.6

0 689

外務省

伊太利國

「ヴェイスクンテイ、ヴェノスタ」氏ヨリ「カリー」卿  
宛書翰

以書翰致啓上候陳者昨日附貴翰ニ於テ本月十六日「ソールスベリー」  
卿及「ハッツフェルト」伯ノ間ニ締結セラレタル清國ニ關スル取極  
ヲ貴國政府ノ訓令ニ依リ御通報相成致候承候  
兩締約國ハ該取極ヲ各關係諸國殊ニ佛蘭西國、伊太利國、日本國、  
埃洪國、露西亞國及亞米利加合衆國ニ通告シ同時ニ其ノ中ニ宣言セ  
ラレタル原則ノ承認ヲ勸誘スルコトヲ誓約シタルニ因リ閣下ハ本官  
ニ問フニ該原則ハ伊太利國政府ノ承認セル所ナルヤ否ヤヲ以テセラ  
レ候

は(4)

外務省

7.6

0 690

本官ハ本日皇帝陛下ノ命ニ依リ伊太利國政府ハ英獨取極力清國ニ於  
ケル自國政策ヲ律スルヘキ原則ト同一ノモノナルヲ認メ贊同ノ旨ヲ  
通告スルニ躊躇セサルコトヲ閣下ニ通報スル次第ニ有之候  
本官ハ閣下ニ於テ右ノ趣ヲ貴國政府ニ御傳達アラムコトヲ御願申候

は(3)

千九百年十月二十二日

羅馬外務省ニ於テ

ヴェイスクンテイ、ヴェノスタ

大使閣下

外務省

7.6

0 691



日本國

加藤外務大臣ヨリ「ジェー、ビー、ホワイトヘット」  
氏宛書翰

以書翰致啓上候陳者本月二十四日附貫翰ヲ以テ英吉利西國外務大臣  
「ソールスベリー」侯爵ノ訓令ニ從ヒ「ソールスベリー」侯爵及獨  
逸國全權大使ノ間ニ本月十六日署名セラレタル左記取極ヲ御用牒相  
成致敬承候

又「ソールスベリー」卿ノ訓令ニ從ヒ貴官ハ本官ニ求ムルニ日本帝  
國政府ハ該取極ニ記載セラレタル原則ヲ承認スルノ意アルヤ否ヤヲ  
以テセラレ候

帝國政府ハ若シ該取極ヲ承認スルトキハ帝國政府乃石取極ニ關シ單

外務省

は(1)

7.6

0 892

ニ加入國タルニ止ラスシテ署名國タリシ場合ニ於ケルト同一ノ地位  
ニ置カルヘキ旨ノ保證ヲ兩締約國ヨリ得タルニ鑑ミ右取極ニ加入シ  
其ノ記載スル原則ヲ承認スルコトヲ正式ニ聲明スルニ躊躇セサルモ  
ノニ有之候 敬具

千九百年十月二十九日

東京外務省ニ於テ

加藤高明

ジェー、ビー、ホワイトヘッド閣下

外務省

7.6

0 893

露西亞國

覺書

本政府ノ見解ニ依レハ獨逸國及英國固ノ取極ハ清國現在ノ地位ニ例  
等感知スヘキ變化ヲ及ホスコト無之候

該取極第一項ハ兩國政府カ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル清國各地ニ於テ河  
川及沿岸ノ諸港ヲ貿易ニ自由解放スルコトヲ規定スルモノニ有之現  
存條約ニ基キ清國ニ成立セル現狀ヲ如何ナル形式ニ於テモ變動セシ  
ムルカ如キ規定ヲ包含セサルモノナルニ因リ露西亞國ニ於テハ好意  
ヲ以テ之ヲ迎フル次第ニ候

第二條ハ露國ノ企圖ニ照應致候何トナレハ現下ノ紛擾生スルヤ清國  
ノ保全ヲ以テ其ノ清國ニ於ケル政策ノ根本原則トスヘキコトヲ卒先

は(イ)

0 894

外務省

提唱シタルハ露西亞國ナリシカ故ニ候

該根本原則ニ違背スルモノアリタル場合ニ備フル第三項ニ關シテハ  
露西亞國ハ八月十二日(二十五日)ノ通牒ヲ援用シテ右ノ如キ違背  
ハ露西亞國ヲシテ其ノ態度ヲ事情ニ應シ變更スルノ餘儀ナカラシム  
ヘキコトヲ茲ニ再ヒ宣言スル次第ニ候  
第四項ニ關シテハ評議ヲ要セス候

千九百年十月十五日(二十八日)

聖彼得堡ニ於テ

は(イ)

0 895

外務省



亞米利加台茶國

「ヘイ」氏ヨリ「ボーンズフォート」卿宛書翰

以書翰致啓上候陳者十月二十三日附貴翰ヲ以テ本月十六日倫敦ニ於テ「ソールスベリー」侯及獨逸國全權大使カ各其ノ政府ニ代リ者名シタル大不列顛國及獨逸國同ノ清國ニ關スル取極ヲ御送付相成且台茶國ニ於テ該取極記載ノ原則ヲ承認セムコトヲ御勸誘相成致敏承候該原則ハ即チ左ノ如キニ有之候

一 清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ヲ貿易及正當ノ經濟活動ノ爲ニ自由ニ解放シ置クハ列國ニ共通スル永久ノ利益ナリ從テ兩國政府ハ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル限り清國領土ニ對シ此ノ主義ヲ支持スヘキコトヲ約ス

外務省

は(イ)

0 896

ニ英帝國政府及獨逸帝國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自國ノ爲清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク且清國ノ領土状態ヲ保全スルノ方針ヲ執ルヘシ

亞米利加合衆國ハ今日以前ニ於テ此等兩原則ヲ採用スルコトヲ致公表候昨年中本政府ハ清國ニ利害ノ關係ヲ有スル列國ニ向テ同國ト公平ニ通商スルノ方向ニ出ツルノ意見及企圖ノ表示ニ參加セムコトヲ勸誘シ一切ノ國ヨリ其ノ意味ニ於テノ満足ナル保證ヲ得候今般ノ紛擾甚シキニ達スルヤ本政府ハ七月三日重ネテ新帝國ノ公平通商及領土保全ニ關スル政策ヲ聲明シ各國モ亦同一ノ意見ヲ有スルコトヲ承知シテ致満足候爾來關係各國ノ間ニ其ノ達セムトスル目的ニ關シテ最喜フヘキ調和存續シ且其ノ執ルヘキ方針ノ細目ニ付テモ殆ト意見

は(イ)

0 697

外務省

ノ相違ヲ見サル次第ニ候  
 故ニ大統領カ本旨ニ命シテ我カ政府カ石ニ引用シタル取極ノ條項ニ  
 記載シタル原則ニ關シテ大不列顛國女皇及韓國皇帝ノ政府ト全ク  
 同感ナルコトヲ閣下ニ通報セシムルハ本旨ノ大ニ満足スル所ニ候  
 取極ノ第三項ハ即チ左ノ如クニ有之候  
 他國カ清國ノ紛擾ヲ利用シテ何等カノ形式ノ下ニ領土カ利益ヲ得  
 ムトスル場合ニハ兩締約國ハ清國ニ於ケル各自國ノ利益ヲ保護ス  
 ル爲執ルヘキ手段ニ付豫メ協商ヲ遂クヘキコトヲ保留ス  
 本項ハ兩締約國間ノ相互取極ニ關スルモノニシテ台茶國政府ハ之ニ  
 關シ何等意見ヲ表白スルノ必要アルヲ認メス候 敬具  
 千九百年十月二十九日

外務省

0 898

清國ニ於ケル政策ニ關スル英獨兩國間ノ取極  
 千九百年十月十六日倫敦ニ於テ公文交換  
 (一)「ソールスベリー」侯ヨリ「ハッツフェルト」伯宛書翰  
 以書翰致啓上陳者清國ニ於ケル英獨兩國ノ政策ノ基準タルヘキ原則  
 ニ關シ閣下及本官ノ協商シタル左記取極ヲ本國政府ニ於テ承認スル  
 コトヲ貴官ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候 敬具  
 千九百年十月十六日外務省ニ於テ  
 ソールスベリー  
 伯爵ハッツフェルト閣下  
 (右書翰添附物)  
 千九百年十月十六日署名ノ取極

外務省

0 899

英國政府及獨逸國政府ハ清國ニ於ケル兩國ノ利益及現行條約上ノ權利ヲ保持セムコトヲ希望シ同國ニ於ケル兩國ノ政策ニ關シ左ノ原則ヲ遵守スヘキコトヲ約ス

一 清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ノ貿易及正當ノ經濟活動ノ爲ニ自由ニ解放シ置クハ列國ニ共通スハ永久ノ利益ナリ從テ兩國政府ハ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル限り清國領土ニ對シ此主義ヲ支持スヘキコトヲ約ス

二 英帝國政府及獨逸帝國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自國ノ爲清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク且清國ノ領土狀態ヲ保全スルノ方針ヲ執ルヘシ

三 他國力清國ノ紛擾ヲ利用シテ何等カノ形式ノ下ニ領土的利益ヲ得

外務省

7.6

0 900

ムトスル場合ニハ兩締約國ハ清國ニ於ケル各自國ノ利益ヲ保證スル爲執ルヘキ手段ニ付豫メ協商ヲ遂クヘキコトヲ保留ス

四 兩國政府ハ他ノ關係諸國殊ニ奧國、佛蘭西、伊太利國、日本國、露西亞國及亞米利加合衆國ニ本取極ヲ通知シ且之ニ記載セル原則ヲ承認セムコトヲ勸誘スヘシ

(一) 「ハッツフェルト」伯ヨリ「ソールスベリー」侯宛書翰

以書翰致啓上候陳者閣下及本官ノ協商シタル左記諸項目ヲ本國政府ニ於テ同意シタル旨ヲ貴官ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

(前掲「ソールスベリー」侯ヨリ「ハッツフェルト」伯宛書翰添附物ト同一内容ノ取極全文挿入) (省略)

本官ハ貴官ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

外務省

7.6

0 901

千九百年十月十六日

倫敦大使館ニ於テ

ハッツフェルト

ソールスベリー侯爵閣下

は(1)

外務省

7.6

0 902

千九百年十月十六日ノ英獨取極記載ノ主義ニ關スル  
奧洪國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、露西亞國及  
亞米利加合衆國各政府ノ回答書

は(1)

奧 洪 國

「サー、エフ、ブランケット」ヨリ「ソールスベリー」

侯宛書翰

陳者本月二十日附御訓電ニ接スルヤ本官ハ直ニ本月十六日倫敦ニ於  
テ貴大臣及獨逸國全權大使間ニ署名セラレタル清國ニ關スル取極ヲ  
奧洪國政府ニ通告スルコトニ付商議スル爲獨逸國全權大使ヲ致訪問  
候

「オイレンブルヒ」公ハ貴大臣カ本取極ノ通告ニ付公ト協議セムコ

7.6

0 903

外務省

トヲ本官ニ希望セラレタルニ對シ大ニ満足ノ意ヲ表セラレ候而シテ  
本月二十一日竝二十三日本官電報ニテ御領承ノ通「ゴルーホフス  
キー」伯ハ目下維也納ニ在ラス且「オイレンブルヒ」公ハ風神ノ爲  
引籠中ナルカ故ニ大使館書記官ヲ通シテ「セツチエン」伯ニ該取極  
ヲ通告スルコトニ致決定候故ニ「ミルバンク」氏及「ロムベルヒ」  
男ハ翌朝外務省ニ至リ夫々該取極ヲ致通告候  
「セツチエン」伯ハ一昨日本大使館及獨逸國大使館ニ來リ同伯カ皇  
帝及「ゴルーホフスキー」伯ニ該通告ヲ傳達シタル所埃洪國政府ハ  
英國カ獨逸ト該協商ヲ遂ケタルコトヲ喜ヒ且貴大臣及倫敦駐劄獨逸  
國大使ノ署名シタル取極ニ記載セル原則ヲ悅ヒテ承認スル旨ヲ陳述  
スルノ許可ヲ得タルコトヲ申述ヘ候 敬具

は(イ)

外務省

U 904

千九百年十月二十五日

維也納ニ於テ

エフ、アール、フランケット

ソールスベリー侯爵閣下

は(イ)

外務省

O 905

佛蘭西國

千九百年十月三十一日「カムボン」氏ヨリ通知ノ覺書

共和國政府ハ在巴里獨逸國及英國全權大使ニ依リ通告セラレタル十月十六日附英獨兩國間ノ取極ヲ致了承候

共和國政府ハ全世界ノ經濟活動ノ爲濟國カ解放セララルニ至ラムコトヲ希フコト既ニ久シク候是ヲ以テ本政府ハ同一ノ志望ヨリ出テタル合衆國政府ノ昨年十二月ノ提議ニ對シ贊同ヲ表シ候爾來本件ニ關スル本政府ノ意見ハ變更無之候

濟國ノ保全ニ關シテハ共和國政府ニ於テハ豫テ列國共同ノ努力ニ依リ満足ナル解決ヲ見ムトシツツアル事件ニ於ケル其ノ政策ノ基礎ト爲スコトヲ原則ト爲シ來リ且其ノ旨ヲ屢々明言シタル所ニモ有之悦

は(イ)

外務省

7.6

0 906

ヒテ該原則ヲ確認セムトスルモノニ候

共和國政府ノ見ル所ニ依レハ該原則カ一般ニ認諾セララルハ其ノ尊重セララルヘキ確實ナル保證ニ有之若シ一切ノ希望ニ反シ該原則ノ侵害セララルコトアラハ佛蘭西國ハ事情ニ應シテ其ノ條約ニ基キテ有スル利益及權利ヲ防衛スル爲適宜ノ措置ヲ執ルヘク候

(千九百年十月三十一日附)

は(イ)

外務省

7.6

0 907

伊太利國

「ヴェイスクンテイ、ヴェノスタ」氏ヨリ「カリー」卿  
宛書翰

以書翰致啓上候陳者昨日附費翰ニ於テ本月十六日「ソールスベリ」  
卿及「ハッツフェルト」伯ノ間ニ締結セラレタル清國ニ關スル取扱  
ヲ貴國政府ノ訓令ニ依リ御通報相成致敬承候  
兩締約國ハ該取極ヲ各關係諸國殊ニ佛蘭西國、伊太利國、日本國、  
奧洪國、露西亞國及亞米利加合衆國ニ通告シ同時ニ其ノ中ニ宣言セ  
ラレタル原則ノ承認ヲ勸誘スルコトヲ誓約シタルニ因リ閣下ハ本官  
ニ問フニ該原則ハ伊太利國政府ノ承認セル所ナルヤ否ヤヲ以テセラ  
レ候

は(イ)

外務省

0 908

7.6

本官ハ本日皇帝陛下ノ命ニ依リ伊太利國政府ハ英獨取極力清國ニ於  
ケル自由政策ヲ律スルヘキ原則ト同一ノモノナルヲ認メ貴同ノ旨ヲ  
通告スルニ躊躇セサルコトヲ閣下ニ通報スル次第ニ有之候  
本官ハ閣下ニ於テ右ノ趣ヲ貴國政府ニ御傳達アラムコトヲ御願申候

は(イ)

千九百年十月二十二日

羅馬外務省ニ於テ

ヴェイスクンテイ、ヴェノスタ

大使閣下

外務省

0 909

7.6

日本 函

加藤外務大臣ヨリ「ジェー、ビー、ホワイトヘッド」  
氏宛書翰

以書翰致啓上候陳者本月二十四日附費翰ヲ以テ英吉利西國外務大臣  
「ソールスベリー」侯爵ノ訓令ニ從ヒ「ソールスベリー」侯爵及獨  
逸國全權大使ノ間ニ本月十六日署名セラレタル左記取極ヲ御頭膝相  
成致敬承候

又「ソールスベリー」卿ノ訓令ニ從ヒ貴官ハ本官ニ求ムルニ日本帝  
國政府ハ該取極ニ記載セラレタル原則ヲ承認スルノ意アルヤ否ヤヲ  
以テセラレ候

帝國政府ハ若シ該取極ヲ承認スルトキハ帝國政府カ右取極ニ關シ單

は(4)

外務省

0 910

ニ加入國タルニ止ラスシテ署名國タリシ場合ニ於ケルト同一ノ地位  
ニ置カルヘキ旨ノ保證ヲ兩締約國ヨリ得タルニ鑑ミ右取極ニ加入シ  
其ノ記載スル原則ヲ承認スルコトヲ正式ニ聲明スルニ躊躇セサルモ  
ノニ有之候 敬具

千九百年十月二十九日

東京外務省ニ於テ

加藤 高明

ジェー、ビー、ホワイトヘッド閣下

は(3)

外務省

0 911





露西亞國

覺書

本政府ノ見解ニ依レハ獨逸國及英國間ノ取極ハ清國現在ノ地位ニ何等感知スヘキ變化ヲ及ボスコト無之候

該取極第一項ハ兩國政府力其ノ勢力ヲ及ボシ得ル清國各地ニ於テ河川及沿岸ノ諸港ヲ貿易ニ自由解放スルコトヲ規定スルモノニ有之現存條約ニ基キ清國ニ成立セル現狀ヲ如何ナル形式ニ於テモ變動セシムルカ如キ規定ヲ包含セサルモノナルニ因リ露西亞國ニ於テハ好意ヲ以テ之ヲ迎フル次第ニ候

第二條ハ露國ノ企圖ニ照應致候何トナレハ現下ノ紛擾生スルヤ清國ノ保全ヲ以テ其ノ清國ニ於ケル政策ノ根本原則トスヘキコトヲ卒先

は(イ)

外務省

7.6

0 912

提唱シタルハ露西亞國ナリシカ故ニ候

該根本原則ニ違背スルモノアリタル場合ニ備フル第三項ニ關シテハ露西亞國ハ八月十二日(二十五日)ノ通牒ヲ援用シテ右ノ如キ違背ハ露西亞國ヲシテ其ノ態度ヲ事情ニ應シ變更スルノ餘儀ナカラシムヘキコトヲ茲ニ再ヒ宣言スル次第ニ候

第四項ニ關シテハ評議ヲ要セス候

千九百年十月十五日(二十八日)

皇彼得堡ニ於テ

は(イ)

外務省

7.6

0 913

亞米利加合衆國

「ヘイ」氏ヨリ「ポインズフォート」卿宛書翰

以書翰致啓上候隨者十月二十三日附費翰ヲ以テ本月十六日倫敦ニ於テ「ソールズベリー」侯及獨逸國全權大使カ各其ノ政府ニ代リ署名シタル大不列顛及獨逸國間ノ清國ニ關スル取極ヲ御送付相成且合衆國ニ於テ該取極記載ノ原則ヲ承認セムコトヲ御勸誘相成致敬承候該原則ハ即チ左ノ如キニ有之候

「清國ノ河川及沿岸ノ諸港ヲ何國ノ差別ナク一切ノ國ノ國民ノ貿易及正常ノ經濟活動ノ爲ニ自由ニ解放シ置クハ列國ニ共通スル永久ノ利益ナリ從テ兩國政府ハ其ノ勢力ヲ及ホシ得ル限り清國領土ニ對シ此ノ主義ヲ支持スヘキコトヲ約ス

外務省

7.6

0 914

は(1)

「英帝國政府及獨逸帝國政府ハ現下ノ紛擾ヲ利用シテ自國ノ爲清國領土内ニ於テ何等領土的利益ヲ得ルコトナカルヘク且清國ノ領土狀態ヲ保全スルノ方針ヲ執ルヘシ

亞米利加合衆國ハ今日以前ニ於テ此等兩原則ヲ採用スルコトヲ致公表候昨年中本政府ハ清國ニ利害ノ關係ヲ有スル列國ニ向テ同國ト公平ニ通商スルノ方向ニ出ツルノ意見及企圖ノ表示ニ參加セムコトヲ勸誘シ一切ノ國ヨリ其ノ意味ニ於テノ満足ナル保證ヲ得候今般ノ紛擾甚シキニ達スルヤ本政府ハ七月三日重ネテ新帝國ノ公平通商及領土保全ニ關スル政策ヲ聲明シ各國モ亦同一ノ意見ヲ有スルコトヲ承知シテ致満足候爾來關係各國ノ間ニ其ノ違セムトスル目的ニ關シテ最喜フヘキ調和存續シ且其ノ執ルヘキ方針ノ細目ニ付テモ殆ト意見

外務省

7.6

0 915

は(1)

ノ相違ヲ見サル次第ニ候

故ニ大統領カ本官ニ命シテ我カ政府カ右ニ引用シタル取極ノ條項ニ記載シタル原則ニ關シテ大不列顛國女皇及獨逸國皇帝ノ政府ト全ク同感ナルコトヲ閣下ニ通報セシムルハ本官ノ大ニ満足スル所ニ候取極ノ第三項ハ即チ左ノ如クニ有之候

他國カ清國ノ紛擾ヲ利用シテ何等カノ形式ノ下ニ領土的利益ヲ得ムトスル場合ニハ兩締約國ハ清國ニ於ケル各自國ノ利益ヲ保護スル爲執ルヘキ手段ニ付豫メ協商ヲ遂クヘキコトヲ保留ス

本項ハ兩締約國間ノ相互取極ニ關スルモノニシテ合衆國政府ハ之ニ關シ何等意見ヲ表白スルノ必要アルヲ認メス候 敬具

千九百年十月二十九日

外務省

は(1)

0 916

華盛頓國務省ニ於テ

ジョン、ヘイ

ポーンズフォート卿閣下

は(1)

外務省

0 917

第二回日英同盟新約前文

明治廿八年八月十二日倫敦ニ於テ調印（英文）  
同 年九月廿七日官 報 載

日本國政府及大不列顛國政府ハ一千九百二十年一月三十日兩國政府間  
ニ締結セル協約ニ代フルニ新約款ヲ以テセムコトヲ希望シ

（イ）東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト

（ロ）清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對  
スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通

利益ヲ維持スルコト

（ハ）東亞及印度ノ地域ニ於ケル南緯諸國ノ領土權ヲ保持シ並該  
地域ニ於ケル南緯諸國ノ特殊利益ヲ防護スルコトヲ目的ト

は(イ)

外務省

7.6 0 918

スル左ノ各條ヲ約定セリ

は(イ)

外務省

7.6 0 919

第三回日英同盟協約前文

明治三十四年七月十三日倫敦ニ於テ調印（英文）  
同年七月十五日官報掲載

日本政府及大不列顛政府ハ千九百五年八月十二日ノ日英協約締結以來專断ニ重大ナル變遷アリタルニ顧ミ該協約ヲ改訂シ以テ其ノ變遷ニ適應セシムルハ全局ノ靜寧安固ニ資スヘキコトヲ信シ前記協約ハ代ハリ之ト同シク

（イ）東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト

（ロ）清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ノ實現ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト

外務省

7.6

0 920

は(イ)

（ハ）東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ並該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防護スルコト  
ヲ目的トスル左ノ條款ヲ約定セリ

は(イ)

7.6

0 921

外務省

明治四十年條約（日佛協約）

明治四十年六月十日巴里ニ於テ調印  
同年同月十七日官報掲載

日本國皇帝陛下ノ政府及佛蘭西共和國政府ハ兩國ノ間ニ存在スル友好ノ關係ヲ鞏固ニシ且將來誤解ノ原因ヲ兩國ノ關係ヨリ全然除去セムコトヲ希望シ之カ爲左ノ協約ヲ締結スルコトニ決定セリ  
日本國政府及佛蘭西國政府ハ清國ノ獨立及領土保全並清國ニ於テ各國ノ商業、臣民又ハ人民ニ對スル均等待遇ノ主義ヲ尊重スルコトニ同意ナルニ依リ且兩締約國カ主權、保護權又ハ占有權ヲ有スル領域ニ近邇セル清帝國ノ諸地方ニ於テ秩序及平和事態ノ確保セラルルコトヲ特ニ願念スルニ依リ兩締約國ノ亞細亞大陸ニ於ケル相互ノ地位

は(1)

外務省

7.6

0 922

並領土權ヲ保持セムカ爲前記諸地方ニ於ケル平和及安寧ヲ確保スルノ目的ニ對シ互ニ相支持スルコトヲ約ス

右證據トシテ下名、佛蘭西國駐劄帝國特命全權大使栗野慎一郎及外務大臣元老院議員ステファン、ピシヨンハ各其ノ政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ之ニ記名調印スルモノナリ

一千九百七年六月十日巴里ニ於テ本書ヲ作ル

栗野慎一郎（記名調印）

エス、ピシヨン（記名調印）

は(1)

外務省

7.6

0 923

太平洋方面ニ關スル交換公文

(高平「ルート」協定)

明治四十一年十一月三十日華成順ニ於テ  
同 年十二月二日官報掲載

帝國特命全權大使ヨリ米國國務卿宛公文

以舊來至早ニ上候際者先頃來閣下ト本使トノ間ニ數次ノ命見ヲ遂ケ意  
見ヲ交換致候ニ米日本國及合衆國ハ太平洋方面ニ於テ本國ヨリ隔在  
スル重要ナル島嶼ノ所領ヲ保有スルモノニ有之兩國政府ハ同方面ニ  
於テ共通ノ目的、政策及旨意ヲ有スルコト明瞭ト相成候  
帝國政府ハ該目的、政策及旨意ヲ眞率ニ表明スルハ嘗ニ日本國ト合  
衆國トノ間ニ久シク存在シタル友好善隣ノ關係ヲ益々ナラシムルニ  
至ルヘキノミナラス又以テ大局ノ平和ヲ維持スルニ資スル所大ナル

外務省

0 924

ヘキコトヲ信シ該共通ノ目的、政策及旨意ト認ムル所ノ左記諸領ヲ  
閣下ニ提出スヘキ旨本使ニ訓示有之候

- 一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ獎勵スルハ兩國  
政府ノ希望タリ
- 二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セララルコトナク前記方  
面ニ於ケル現狀維持及清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ維護  
ヲ目的トス
- 三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ  
尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス
- 四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨  
立及領土保全竝同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主

外務省

0 925

義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス

五、前述ノ現状維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ意見ヲ交換スヘシ

若シ前記約條ニシテ合衆國政府ノ見解ト一致スルニ於テハ之ニ對スル閣下ノ確認ヲ得度候

本使ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候 敬具

一千九百八年十一月三十日

在華盛頓日本帝國大使館ニ於テ  
日本帝國特命全權大使男爵高平小五郎

北米合衆國國務卿 エリヒニー、ルート閣下

外務省

0 926

米國國務卿ヨリ帝國特命全權大使宛公文

以書東致啓上候以先頃來本官ニ於テ數次閣下ト會見シ意見ヲ交換セル結果兩國政府ノ太平洋方面ニ於ケル政策ニ關シテ雙方ノ諒識セル所ヲ開列セラレタル本日附貴東正ニ領收致候

右雙方諒識ノ表明ハ能ク兩國ノ親善ナル關係ニ適應シ且兩國政府ノ極東ニ關シテ後來緊要聲明セル協同ノ政策ヲ約述互認スルノ機會ヲ與フルモノニシテ合衆國政府ノ歡迎スル所ニ有之候

茲ニ合衆國政府ヲ代表シ閣下ニ向テ左記兩國政府ノ宣言ヲ稱謝スルヲ得ルハ本官ノ欣幸トスル所ニ有之候

一、太平洋ニ於ケル兩國商業ノ自由平穩ナル發達ヲ期スルハ兩國政府ノ希望タリ

外務省

0 927



二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラルルコトナク前記方面ニ於ケル現状維持及清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス

三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノホスル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス

四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及領土保全並同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共進利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス

五、前述ノ現状維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ

外務省

0 928

意見ヲ交換スヘシ

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ重テ敬意ヲ表シ候 敬具

一千九百八年十一月三十日

在華盛頓國務省ニ於テ  
北米合衆國國務卿 エリヒュー・ルート

日本帝國特命全權大使男爵高平小五郎閣下

外務省

0 929

支那ニ關スル交換公文

(石井「ランシング」爲定)

以密翰致啓上俄陳者支那共和國ニ關シテ貴我兩國政府ノ共ニ利害ヲ感スル諸問題ニ付本官ハ最近閣下トノ會議中意見ノ一致シタルモノト了解スル所ヲ茲ニ閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候

近來往々流布セラレタル有害ナル風説ヲ一掃セムカ爲閣下及本官ハ茲ニ支那ニ關シ兩國政府ノ等シク懷抱スル希望及意向ニ付更ニ公然タル宣言ヲ爲スヲ得策ナリト思惟ス

合衆國及日本兩國政府ハ領土相近接スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生スルコトヲ承認ス從テ合衆國政府ハ日本國カ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス日本ノ所領ニ接壤セル地方ニ於テ殊

は(1)

0 930

外務省

ニ然リトス

尤モ支那ノ領土主權ハ完全ニ存在スルモノニシテ合衆國政府ハ日本國カ其ノ地理的位置ノ結果右特殊ノ利益ヲ有スルモ他國ノ通商ニ不利ナル偏頗ノ待遇ヲ與ヘ又ハ條約上支那ノ從來他國ニ許與セル商業上ノ權利ヲ無視スルコトヲ欲スルモノニ非サル旨ノ日本國政府累次ノ保障ニ全然信賴ス

合衆國及日本兩國政府ハ毫モ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵害スルノ目的ヲ有スルモノニ非サルコトヲ聲明ス且右兩國政府ハ常ニ支那ニ於テ所謂門戶開放又ハ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ支持スルコトヲ聲明ス

勝又凡ソ特殊ノ權利又ハ特典ニシテ支那ノ獨立又ハ領土保全ヲ侵

は(1)

0 931

外務省

是レ若ハ列國臣民又ハ人民カ商業上及工業上ニ於ケル均等ノ機會ヲ完全ニ享有スルヲ妨礙スルモノニ付テハ兩國政府ハ何國政府タルヲ問ハス之ヲ獲得スルニ反對ナルコトヲ互ニ聲明ス  
本官ハ貴我雙方間ニ意見ノ一致セルモノト了解スル前記各項ニ對シ閣下ノ確認ヲ得ムコトヲ致希望候  
本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具  
一千九百十七年十一月二日

外務省

7.6

0 932

支那ニ關スル九國條約  
第一條

支那國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス  
(一) 支那ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト  
(二) 支那カ曰ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト  
(三) 支那ノ領土ヲ越シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ確立維持スル爲各盡力スルコト  
(四) 友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ滅殺スヘキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用スルコト及右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト

外務省

7.6

0 933

第二條

締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル  
條約、協定、取極又ハ了解ヲモ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ  
他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ約定ス

第三條

一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ支那ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等  
ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ支那國以外ノ締約國ハ左  
ヲ要求セサルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキ  
コトヲ約定ス

(イ) 支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關  
シ自己ノ利益ノ爲一般的優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ

外務省

7.6

0 934

取極

(ロ) 支那ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業  
ヲ具ノ種類ノ如何ヲ問ハス支那政府若ハ地方官憲ト共同經營ス  
ルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ  
範圍、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ  
無効ニ歸セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營  
又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財産又ハ權利ノ取得ヲ禁スル  
モノト解釋スヘカラサルモノトス

支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國ノ政府及國  
民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前

外務省

7.6

0 935

記規定ニ記載スル主義ニ違由スヘキコトヲ約ス

第四條

締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ劃設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的權暫ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス

は(イ)

外務省

0 936

日露講和條約

第三條

日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

- 一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト
- 二 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監視ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ暴ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル河等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサ

は(イ)

外務省

0 937

ルコトヲ聲明ス

は(1)

0 938

外務省

第一回日英同盟協約前文

明治卅五年一月三十日倫敦ニ於テ調印(英文)  
同 年二月十二日官報掲載

日本國政府及大不列顛國政府ハ偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ  
維持スルコトヲ希望シ且ツ清帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維  
持スルコト及該二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均等ノ機會ヲ得セシ  
ムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク約定セリ

は(1)

0 939

外務省

日露講和條約

第三條

日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權  
カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵ス  
ルコト

二 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占  
領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ舉ケテ全然清國專屬  
ノ行政ニ還附スルコト

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサ  
ル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサ

は(イ)

7.6

0 940

外務省

ルコトヲ聲明ス

は(イ)

7.6

0 941

外務省

日露講和條約

第三條

日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ專ヲ約ス

- 一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト
- 二 前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監視ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ屬ケテ全然滿洲專屬ノ行政ニ還附スルコト

露西亞帝國政府ハ滿洲ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサ

外務省

7.6

0 942

ルコトヲ聲明ス

は(3)

外務省

7.6

0 943



第一回日露協約

明治四十年七月三十日聖彼得堡ニ於テ調印（佛文）  
同 年八月十五日官 報 掲 載

日本國皇帝陛下ノ政府及全露西亞國皇帝陛下ノ政府ハ幸ニ日本國及  
露西亞國間ニ克復セラレタル平和及善鄰ノ關係ヲ鞏固ナラシメムコ  
トヲ希望シ且將來兩帝國ノ關係ニ於ケル一切誤解ノ原因ヲ除去セム  
コトヲ欲シ左ノ條款ヲ協定セリ

第一條

締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ現在ニ於ケル領土保全ヲ尊重スルコトヲ  
約ス又締約國間ニ應不ヲ交換セル締約國ト清國トノ現行諸條約及契  
約ヨリ生スル一切ノ權利（但シ機會均等主義ニ反セサル權利ニ限ル）

外務省

7.6

0 944

竝一千九百五年九月五日即露曆八月二十三日「ポウツマス」ニ於テ  
調印セラレタル條約及日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル諸  
特殊條約ヨリ生スル一切ノ權利ハ互ニ之ヲ尊重スルコトヲ約ス

第二條

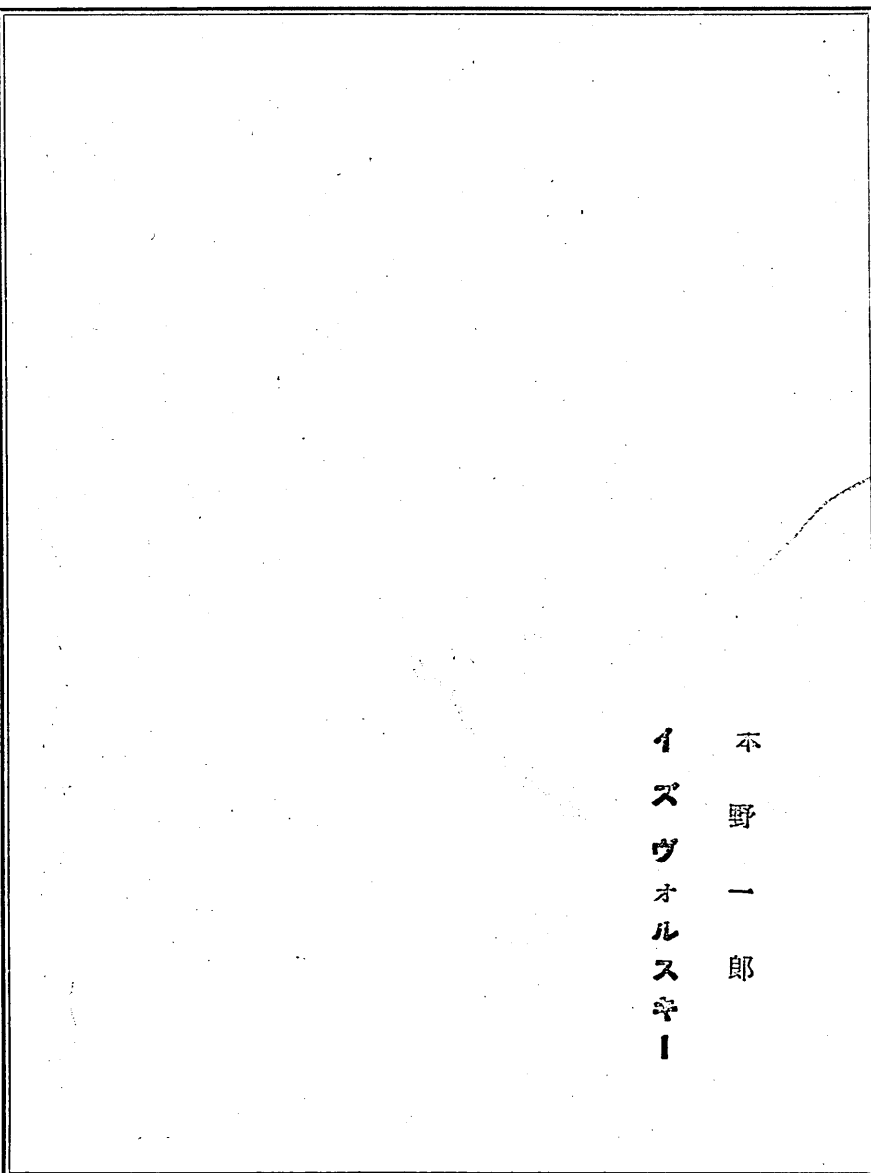
兩締約國ハ清帝國ノ獨立及領土保全竝同國ニ於ケル列國商工業ノ機  
會均等主義ヲ承認シ且自國ノ執り得ヘキ一切ノ平和的手段ニ依リ現  
狀ノ存續及前記主義ノ確立ヲ擁護支持スルコトヲ約ス  
右證據トシテ下名ハ各其ノ政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ之ニ記名調印  
スルモノナリ

明治四十年七月三十日即露曆一千九百七年七月十七日（七月三十日）  
聖彼得堡ニ於テ本書ヲ作ル

外務省

7.6

0 945



本野一郎  
イズヴォルスキ

外務省

は(イ)

7.6

0 946

REEL No. A-0879

アジア歴史資料センター